

厚真町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚真町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、U I Jターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という）及びその他関係法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で、かつ、厚真町の予算の範囲内の額とする。

- (1) 単身の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合 100万円

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、単身の場合にあっては第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当するものとし、世帯の場合にあっては第1号及び第4号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでに規定する移住等に関する要件のすべてに該当する者

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当する者

(ア) 住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた者

(イ) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法

律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す 3 か月前の時点において、連続して 5 年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区に通勤していたこと(連続して 5 年以上通勤していた東京 23 区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

- イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に厚真町に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
 - (ウ) 移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
 - ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 厚真町税を滞納していないこと。
 - (エ) その他北海道又は厚真町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先について、道実施要領に規定するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された法人（以下「移住支援金対象法人」という。）に就業し、交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

エ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに求人が掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(予備登録申請)

第 4 条 移住支援金の申請を予定している者は、移住支援金対象法人に就業後 1 か月以内に第 3 条に規定する対象要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式 1）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定する申請を行った者は、第 3 条に規定する対象者要件を満たした時は、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

(交付の申請)

第 5 条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式 2）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式 2 別紙 1）
- (2) 厚真町移住支援金の交付・返還に係る個人情報の取扱い（様式 2 別紙 2）
- (3) 就業証明書（様式 3）
- (4) 本人確認書類
- (5) 対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定及び額の確定通知)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び移住支援金を確定し、速やかに交付決定通知（様式 4）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金請求書（様式5。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

（移住支援金の交付）

第8条 町長は、交付決定者に対して、請求書の提出から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定書通知書の再交付）

第9条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定書再交付申請書（様式6）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第10条 町長は、前条の規定による再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金再交付決定通知書（様式7）を当該申請者に交付するものとする。

（対象者要件に関する見込みの報告）

第11条 移住支援金の交付申請日から5年以内に厚真町から転出する見込みとなった場合、または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（返還請求）

第12条 町長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは移住支援金の全額の返還を、交付決定者が第5号に該当するときは移住支援金の半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び厚真町が認めたときはこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をしたとき。

(2) 移住支援金の申請日から3年未滿に厚真町から転出したとき。

- (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 第 3 条第 3 号の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に厚真町から転出したとき。

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第 13 条 町長は、移住支援金の申請及び交付に関する情報、移住支援金返還対象者に関する情報について、北海道と共有することとする。また、北海道は、第 3 条第 3 号に係る交付決定に関する情報について、速やかに厚真町と共有することとする。

(報告及び立入調査)

第 14 条 北海道及び厚真町は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付を受けた者ならびに移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町長が北海道と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。